

京都市告示第601号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

令和2年3月5日

京都市長 門川 大作

| 控除対象寄附金 | 法人又は団体の 所在地 | 使 途 | 適用区分 |
|-----------|--------------------|-------------------------|---|
| 学校法人永観堂学園 | 京都市左京区永観堂町48 番地 | 当該法人の 主たる目的 である業務 | 令和2年2月1日か ら令和2年12月3 1日までに支出され た寄附金 |

(行財政局税務部税制課)